はこれらの者の相続人その他の一般承継人に当該株式又は当該売却代金の交付を行うものであること。

［八・ニ　略］

［七・八　略］

（本人確認の対象から除かれる行為）

第十二条の三　［略］

［一～八　略］

九　［略］

［イ～ホ　略］

へ　仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十一条第一項に規定する利用者区分管理信託に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定

ト　［略］

附　則

［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

［八・ニ　同上］

［七・八　同上］

（本人確認の対象から除かれる行為）

第十二条の三　［同上］

［一～八　同上］

九　［同上］

［イ～ホ　同上］

［号の細分を加える。］

へ　［同上］

附　則

（平成二十八年熊本地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第十二条　平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住所若しくは居所又は主たる事務所を有する顧客又は代表者等であつて、第八条に規定する方法による本人確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、銀行等は、当該顧客又は代表者等について、同条に規定する方法による本人確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人確認を行うものとする。

告示

○総務省告示第九十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十九年一月一日を基準日とする届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　届出年月日　平成二十九年一月十三日

(一)　政党の名称　公明党（略称　公明）

(二)　主たる事務所の所在地　東京都新宿区南元町一七

(三)　代表者　氏名　山口那津男　住所　東京都葛飾区西亀有一―一四―四　生年月日　昭和二十七年七月十二日　選任年月日　平成二十一年九月八日

(四)　会計責任者　氏名　井上　義久　住所　宮城県仙台市宮城野区榴岡四―一―八　生年月日　昭和二十二年七月二十四日　選任年月日　平成二十一年九月八日

(五)　会計責任者の職務代行者　氏名　戎居　徹　住所　埼玉県川越市南台三―四―一　生年月日　昭和三十七年九月十七日　選任年月日　平成二十一年九月八日

(六)　会計監査を行うべき者　氏名　竹内　譲　住所　京都府京都市上京区真如堂前町一二三　生年月日　昭和三十三年六月二十五日　選任年月日　平成二十二年十月二日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
赤羽　一嘉	兵庫県神戸市北区広陵町三―四二	衆議院議員兵庫県第二区	平成二十二年十二月四日	○
伊佐　進一	大阪府守口市大日東町四	衆議院議員大阪府第六区	平成二十二年十二月四日	○
石井　啓一	茨城県つくば市研究学園五―一一―一	衆議院議員北関東	平成二十二年十二月四日	○
石田　祝稔	高知県高知市福井東町一五―一六	衆議院議員四国	平成二十二年十二月四日	○
伊藤　渉	愛知県名古屋市南区白雲町三六―一	衆議院議員東海	平成二十二年十二月十四日	○

○同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は